

契約内容変更に関する覚書

飯塚市（以下「甲」という。）、株式会社療育振興プロジェクト（以下「乙」という。）及び特定非営利活動法人嘉飯山ネットBASARA（以下「丙」という。）は、甲乙丙間で締結した令和2年10月30日付「療育関連通所施設事業に関する覚書」（以下「原契約」という。）について、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

第1条（原契約の変更）

甲、乙及び丙は、本覚書締結時点で、原契約に関し、次の表のとおり契約内容を変更することを合意する。

| 条数 | 変更前 | 変更後 |
|---------|---|---|
| 第2条2項 | 乙は、本件土地を令和5年3月31日までに甲から譲渡時の時価で購入しなければならない。 | 甲は、乙に対し、令和5年3月28日、甲の所有する本件土地を売り渡し、乙はこれを買受けた（以下「本件売買」という。）。なお、同日、乙は甲に対し、本件売買に基づく本件土地の代金を完納し、本件土地の所有権が乙に移転した。 |
| 第2条3項 | なし | 本件売買における売買価格その他の諸条件は、甲乙が合意の上決定した。 |
| 第3条見出し | （療育施設に係る建物の賃貸） | （療育施設に係る土地・建物の賃貸） |
| 第3条1項本文 | 乙は、その所有する次に掲げる建物を丙に令和20年3月31日まで賃貸（以下「本件賃貸借」という。）し、丙はこれを賃借するものとする。 | 乙は、本件土地及び次に掲げる建物を丙に令和20年3月31日まで賃貸（以下「本件賃貸借」という。）し、丙はこれを賃借するものとする。 |
| 第5条1項1号 | 甲乙間での本件使用貸借が有効に成立し、継続していること。 | 甲乙間での本件売買が有効に成立し、解除されていないこと。 |

第2条（その他の事項）

本覚書に定めのない事項は、原契約の定めに従うものとする。

本覚書の成立を証するため、本書3通を作成し、各当事者記名押印の上、各1通を保

有する。

令和5年4月1日

甲 福岡県飯塚市新立岩5番5号
飯塚市長 片 峯 誠



乙 福岡県飯塚市芳雄町7番18号
株式会社 療育振興プロジェクト
代表者 代表取締役 坂 根 隆



丙 福岡県飯塚市吉原町6番1号
特定非営利活動法人嘉飯山サライ
理事長 丸 野 陽 一

